

不正防止対策の基本方針

平成28年6月1日

国立精神・神経医療研究センター

当センターは、病院と研究所が一体となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図ることを使命としている。

また、競争的資金等の公的研究費は国民の貴重な租税が原資となっていることを十分踏まえつつ、厳正に管理・運営しなくてはならない。

これらの理念に基づき、研究費の不正使用防止に向けた体制を整備することは、当センターのミッションである精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究を実施し、社会からの要請に応えるために必要なものである。

については、「国立精神・神経医療研究センター競争的資金取扱規程」及び「国立精神・神経医療研究センターにおける公的研究費の管理・監査の実施基準」に基づき、当センターにおける不正防止対策を以下の通り定める。

1. 責任体制の明確化

(1) 最高管理責任者（理事長）は、機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者（財務経理部長）は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者・管理責任者（各組織の長）は、各組織における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

(4) 当該公的研究費の交付を受けた研究者は、管理・執行の責任者となる。

2. 研究費に関する職員の行動規範

当センターの理念に沿って研究を行うために、職員は以下（1）～（3）の行動規範に則って研究の運営・管理に当たる必要がある。また、以下の行動規範を遵守するために、コンプライアンス教育を受講する等の具体的な対策を実施する必要がある。

(1) 不正行為を行わないこと

(2) 不正行為に加担しないこと

(3) 不正行為を助長しないこと

3. 未然防止

研究費を研究者が個人で管理することは認めず、全ての研究費を事務委任の対象とし、機関経理を行う。適切な経理管理、事務体制の整備といった機関管理の体制を整えることで、研究費の不正使用防止につなげる。

4. 不正発生時の対応

(1) 告発等の内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(2) 調査が必要な場合は、公的研究費調査委員会を設置し、調査を開始する。

(3) 調査の実施に当たっては、配分機関への報告・協議を行う。

(4) 調査終了後は、配分機関に報告書を提出する。

(5) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに配分機関に報告する。

(6) 調査の結果、不正が認定された場合は、必要な懲戒処分を行う。特に、私的流用など行為の悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟もあり得る。

(※) これらの手続きを行うに当たっては、告発者の保護を徹底するとともに、誹謗中傷等から被告発者を保護する方策も講じる。